

○新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月30日

新潟県条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告)

第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表)

第4条 知事は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月30日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 新潟県報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他知事が必要と認める方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第67号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第55号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第9条の規定による改正後の新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定による報告であってこの条例の施行前にされた不利益処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。